

臨床実習教育部からのお知らせ

臨床実習指導者講習会の開催について

1. 内 容

理学療法士作業療法士養成施設指定規則の一部を改正する省令案が2018年10月5日に発表され、施行日は一部の規定を除き、2020年4月1日からとなります。またこれにあわせて「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」も定められました。

このガイドラインで示された実習施設に関する要件のなかで、実習指導者については、以下の様に記載されています。(一部抜粋)

(1) 実習指導者は、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士とし、免許を受けたあと5年以上業務に従事したものであり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。

- ・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
- ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
- ・一般財団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

このような指定規則改正をうけて、(公社)神奈川県理学療法士会においても、2019年度中に「厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会」を2回開催する予定です。

講習会は、講義8時間・演習8時間の合計16時間です。講習会プログラム詳細は、本会ホームページや士会ニュース等で、あらためてお知らせいたします。

2. 日 程

第1回 臨床実習指導者講習会：2019年9月21日～22日(2日間)

場所：横浜リハビリテーション専門学校

第2回 臨床実習指導者講習会：2020年2月15日～16日(2日間)

場所：未定

3. 参加費：無料

4. 対象者：(公社)神奈川県理学療法士会会員・実務経験満4年以上の方が対象となります。

5. 申込方法・登録期間

日本理学療法士協会「マイページ」から、事前web登録を利用する予定です。

(登録期間については、本会ホームページや士会ニュース等で後日呈示)。

6. 定 員：各日程ともに、100名

7. 問合せ先： E-mail: rinsho-jisshu@pt-kanagawa.or.jp

臨床実習教育部長 坂本美喜(北里大学医療衛生学部)